

立川市特別支援教室入退室判定審査会規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 23 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗 原 寛

理由

規則の文言、様式の整理を行うため。

立川市特別支援教室入退室判定審査会規則の一部を改正する規則

立川市特別支援教室入退室判定審査会規則（平成28年立川市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p><u>立川市特別支援教室入退室審査会規則</u> (設置)</p> <p>第1条 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校の特別支援教室への入室又は退室（以下「入室等」という。）に関し、教育委員会が必要な事項について調査及び審議（以下「調査審議」という。）をすするため、<u>立川市特別支援教室入退室審査会</u>（以下「審査会」という。）を設置する。 (入室等の申請)</p> <p>第7条 入室等を希望する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、特別支援教室入室申込書（第1号様式）又は<u>特別支援教室退室届</u>（第2号様式。以下これらを「<u>入室申込書等</u>」という。）に、審査に必要な客観的資料を添えて、在籍校の校長を通じて教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 在籍校の校長は、前項の規定により保護者から<u>入室申込書等</u>の提出があったときは、当該児童又は生徒及び保護者との面談、当該児童又は生徒の行動観察等を行い、当該<u>入室申込書等</u>に特別支援教室入室所見（第3号様式）又は特別支援教室退室所見（第4号様式）を添えて教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 ……略</p>	<p><u>立川市特別支援教室入退室判定審査会規則</u> (設置)</p> <p>第1条 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校の特別支援教室への入室又は退室（以下「入室等」という。）に関し、教育委員会が必要な事項について調査及び審議（以下「調査審議」という。）をすするため、<u>立川市特別支援教室入退室判定審査会</u>（以下「審査会」という。）を設置する。 (入室等の申請)</p> <p>第7条 入室等を希望する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、特別支援教室入室申込書（第1号様式）又は<u>特別支援教室退室申込書</u>（第2号様式。以下これらを「<u>入室等申込書</u>」という。）に、審査に必要な客観的資料を添えて、在籍校の校長を通じて教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 在籍校の校長は、前項の規定により保護者から<u>入室等申込書</u>の提出があったときは、当該児童又は生徒及び保護者との面談、当該児童又は生徒の行動観察等を行い、当該<u>入室等申込書</u>に特別支援教室入室所見（第3号様式）又は特別支援教室退室所見（第4号様式）を添えて教育委員会に提出するものとする。</p> <p>3 ……略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

立川市教育委員会 殿

特別支援教室退室届

ふりがな		生年月日
児童・生徒氏名		年 月 日
住 所	〒	電話番号(自宅・ の携帯) 緊急時連絡先(同上・ の携帯)
在籍校	立川市立 学校 年 組	担任の先生
退室後に望む配慮等がありましたら記入してください。		
特別支援教室においてお子さんが学んだこと、伸びたことがありましたら具体的に記入してください。		

上記児童・生徒について、特別支援教室の退室を届け出ます。

年 月 日

(児童・生徒との関係)

保護者氏名

印

※自署の場合は、押印を省略することができます。